平成２５年（フ）第５０８号
愛知県豊田市前山町３丁目３番地７　アーバンスクエアⅡ50Ｄ号
債務者　中原　一成
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１号
愛知県豊田市渋谷町３丁目980番地20　県営10―206号
債務者　小林　正幸
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
愛知県安城市緑町２丁目４番地１　コーポ東海104
債務者　花井　秀和
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
愛知県岡崎市法性寺町字猿待41番地　フレマリールのぞみＡ―202、前住所愛知県岡崎市橋目町字勘介屋敷57番地
債務者　須田マルコスこと　スダ　マルコス　アントニオ
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
奈良県葛城市尺土162番地１　當麻リバティ参番館502号
債務者　川口　良美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３　10―509
債務者　吉岡　洋輔
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
奈良県橿原市石川町２番地の１　朋友橿原マンション202号
債務者　前川香代子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
奈良県橿原市石川町２番地の１　朋友橿原マンション202号
債務者　前川亜由美
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第６号
岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口２丁目９番23号
債務者　小松末保子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第４０号
宮城県塩竈市清水沢２丁目23番１―401号　市営清水沢住宅１号棟
債務者　大浦あき子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
仙台市若林区今泉１丁目17番35号
債務者　繁田　茂雄
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
宮城県刈田郡蔵王町宮字神合15番地２
債務者　高野　孝一
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第５号
宮城県気仙沼市岩月宝ケ沢274番地１面瀬住宅１号棟101号
債務者　小野寺弘行
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第１号
秋田市手形からみでん６番３号
債務者　佐々木康子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９号
秋田市大住３丁目５番49号Ｃ号
債務者　豊嶋　晴美
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２号
秋田市楢山本町８番50号
債務者　嶋田　武由
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７号
秋田市東通５丁目１番37号　キサクＡ―３
債務者　藤原　尊志
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部